

# 公共工事の入札・契約業務の適 正な執行について（通知）

監第10 - 5号

平成6年10月18日

土木部各課（室）長  
土木部出先機関の長  
土木部長から 総務部長 あて  
農林部長  
林務部長  
公営企業管理者

県における公共工事の入札・契約業務については、かねてから制度改善を図り、その適正な執行に努めてきたところでありますが、入札及び随意契約に当たっては、次の事項に留意し、事務処理に遺憾のなきようお願いいたします。

なお、この取り扱いについては、11月1日から適用してください。

1 入札執行回数について

入札執行回数については、原則として、2回を限度とする。

2 随意契約の見積書提出回数について

地方自治法執行令第167条の2第1項及び山梨県財務規制第137条第1項の規定に基づく随意契約（250万円以下の工事）にあたっては、見積書の提出回数は原則として2回を限度とする。

3 最低入札金額と予定価格の差が大きい場合の協議について

最低入札金額と予定価格の差が大きい場合には、必要に応じて最低入札金額入札者に対し、積算の考え方等の提示を求め、発注者の積算内容と比較検討し、その実情を十分検査のうえ、指名替又は設計変更等によりの確に対応すること。